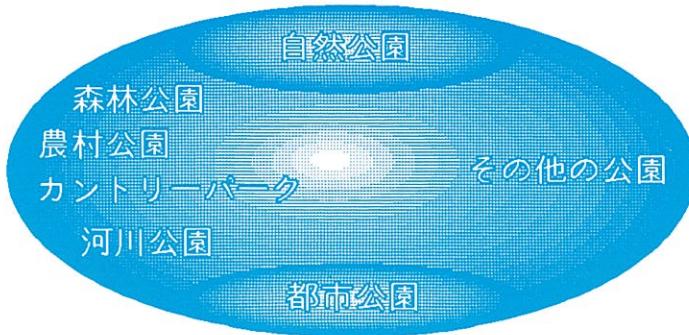


8 公園等

8. 1 公園等について

●公園等の分類

本県の公園は、自然公園や都市公園、河川公園、カントリーパーク、農村公園、森林公園及びその他の公園に分類される。



(注) 本章では、都市公園、カントリーパーク、河川公園、農村公園、森林公園等をその特質（自然保护ではなく利用が主である）から「都市公園等」と称している。

指針、説明では、「自然環境保護、自然景観保護」からの制約の大きい自然公園と「利用機能を主とした」都市公園等に分けて表現した。本章の利用にあたっては、対象とする公園が自然公園に近いか都市公園等に近いか判断して活用されたい。

●自然公園の役割と種別

自然公園の目的は、自然を保護するとともに、人々が自然とふれあえる保健休養の場として自然を利用することであり、「保護」に加えて「利用」が大きな目的になっている。

殊に、ただ単に美しい風景を楽しむばかりではなく、自然と人間との関わり方を実践的に体得するための、いわば自然保护教育の場として活用することが期待される。

自然公園の種別

種 別	役 割 等
国立公園	わが国の風景を代表するに足りる傑出した自然の風景地
国定公園	国立公園に準ずる優れた自然の風景地
県立自然公園	優れた自然の風景地であって、都道府県が指定するもの

●都市公園の役割と種別

都市における生活環境の改善、災害に対する安全性の確保及び公害の防止を図り、もって都市の健全な発達と住民の心身の健康の保持増進に寄与することを目的とする。

島根県における都市公園の種別

種類	種別	役割等
基幹公園	児童公園	<ul style="list-style-type: none"> ・もっぱら児童の利用に供することを目的とする ・面積は0.25haを標準とする
	住区近隣基幹公園	<ul style="list-style-type: none"> ・主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする ・面積は2.0haを標準とする
	地区公園	<ul style="list-style-type: none"> ・主として徒歩圏域内に居住する者の利用に供することを目的とする ・面積は4.0haを標準とする
	総合都市基幹公園	<ul style="list-style-type: none"> ・都市住民全般の休息、鑑賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする ・面積は都市規模に応じ10.0～50.0haを標準とする
	運動公園	<ul style="list-style-type: none"> ・主として運動の利用に供することを目的とする ・面積は概ね15.0ha以上とする
	特殊公園	<ul style="list-style-type: none"> ・松江城山や墓園等特殊な公園
大規模公園	広域公園	<ul style="list-style-type: none"> ・一つの市町村の区域を越える広域の利用に供することを目的とする
都市緑地		<ul style="list-style-type: none"> ・主として都市の自然的環境の保全ならびに改善、都市景観の向上を図るために設けられる緑地 ・面積は0.1ha以上を標準として配置する
緑道		<ul style="list-style-type: none"> ・災害時における避難路の確保、市街地における都市生活の安全性及び快適性の確保等を図ることを目的として設けられる植樹帯及び歩行者路または自転車路を主体とする緑地 ・幅員10～20mを標準とする

● 他の公園

・森林公園

森林が有する優れた環境と野外活動等の場を整備することにより、森林及び林業に関する県民の理解を深めるとともに、自然と直接ふれあうことのできる憩いの公園である。

・農村公園

子供達の安全な遊び場、青少年のための運動施設、老人達の憩いの場、農村のレクリエーションの場等となるだけでなく、農村にある有効な緑地の多面的な機能に着目し、永してその生活・生産環境の保全に資することを目的とした公園である。

・カントリーパーク

農山漁村地域における定住構想を推進するため、都市計画区域外の一定の農山漁村の地域において、住民の文化、スポーツ面で都市的な施設に対する要求に応えるとともに、生活環境を改善するために整備する都市公園に準じた公園である。

・河川公園

河川敷を主体として一体的に計画すべき隣接区域を併せ込んだ区域を対象に、河川空間の活用を積極的に意図して設置される公園である。

・他の公園



古墳の丘古曾志公園（松江市）



ふれあいの里奥出雲公園（掛合町）

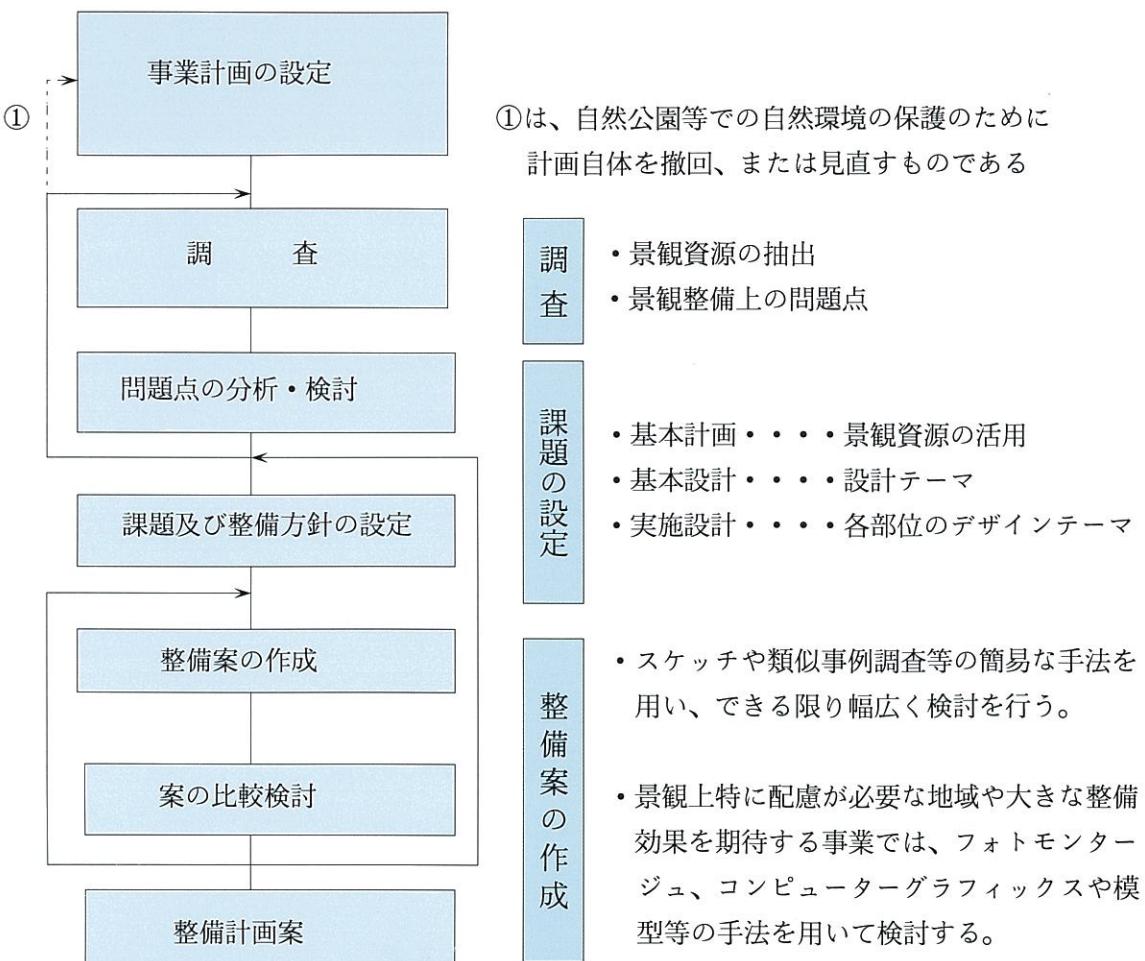
農村公園（平田市）
多目的に利用される広場ふるさと森林公園（宍道町）
自然の地形を活かした多目的広場

●公園景観検討時の配慮事項

事業項目	景観整備上の配慮事項
公園事業計画の設定	
土地利用計画との整合性 自然環境保全計画との整合性	<ul style="list-style-type: none"> 地域の景観特性の把握
基本計画 設計条件の整理 敷地条件の整理 周辺条件の整理 設計方針の検討 利用形態のイメージ 機能構成 景観構成の検討 ゾーニング	<ul style="list-style-type: none"> ●公園整備の目標設定 ●景観資源の活用 <ul style="list-style-type: none"> 歴史、文化等の把握 周辺の景観特性（資源、視点） ●内からの景観、外からの景観
基本設計 施設 植栽	<ul style="list-style-type: none"> ●設計テーマ <ul style="list-style-type: none"> 各施設が整合を保ち、美的な景観を構成するよう配慮 将来の樹木の形態に配慮 維持管理に対する配慮
実施設計 施設	<ul style="list-style-type: none"> ●各部位のデザインテーマの設定 ・形態、色彩、素材の検討 (調和または象徴)
施工	<ul style="list-style-type: none"> ・施工期間中の修景
維持管理	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的な清掃、剪定、修繕
再整備	

●公園景観検討の手順

- 各事業段階毎に実施される景観検討の一般的な手順を下図に示す。手順は、調査、課題の設定、整備案の作成の三段階で構成され、適宜フィードバックが行われる。
- 自然公園はすぐれた自然の風景地について指定されるものであるため、「自然環境の保護」及び「自然景観の保護」のふたつの観点での制約条件がある。
- 都市公園等は「良好な景観の保全・創造」と「土地利用との整合」の2つの観点の制約条件がある。
- 自然公園では「自然環境の保護」の観点から、事業計画そのものを撤回、もしくは見直しを求める場合もある。しかし、都市公園等では、良好な景観を保全・創造するために、事業計画自体の撤去、見直しということではなく、各計画内容（施設等）の景観面からのすり合わせをすることとなる。



8. 2 景観整備の考え方

自然公園、都市公園等については、憩いの場、自然とのふれあいと探勝の場、野外レクリエーション活動の場として利用されている。公園等の整備に当たっては、地域の自然、歴史、文化等の特性を生かすとともに、地域の快適な環境づくりに努める必要があるが、公園の性格が異なるため、それぞれの目的に応じた整備が必要である。

■整備の考え方

1. 地域の自然、歴史及び文化に配慮すること。
2. 地域の快適な環境空間が創出されるよう努めること。
3. 周辺の景観との統一性及び連続性を確保するとともに、調和するよう努めること。

●特性・視点

○共通

- ・地域の歴史的資源、文化的資源を公園の中に保存したり、地域の伝統や様式などを公園の施設デザインの中で生かしていくことも地域にふさわしい個性豊かな空間づくりとして有効である。
- ・公園それ自体が重要な視点場となり得る可能性が高い。計画にあたっては、視点場としての整備に努めることが重要である。

○自然公園

- ・優れた景観を保全するために、公園施設として必要な機能を考慮するとともに、主要な展望地からの景観を妨げないよう配慮するなど、良好な自然を生かす必要がある。

○都市公園等

- ・公園等は日常生活におけるスポーツ、レクリエーション活動やふれあいの場、憩いの場として、子供から、心身障害者、高齢者まで、あらゆる人々に親しまれる空間である。公園の機能的な側面だけでなく、形態的、景観的側面での解放性も確保し、全ての人を快く迎える空間づくりを工夫する必要がある。
- ・公園等は緑の核として都市景観づくりの上で重要な要素となるため、地域の景観形成に効果的になるよう配慮する。

《例》



大自然が保全された匹見峡（匹見町）

8. 3 設計等の配慮事項

中核施設

自然公園においては、緑との調和、地形との順応等に配慮した位置、形態、意匠、色彩等とし、都市公園等においては、地域の景観特性に配慮した形態、意匠等を工夫することにより、周辺の景観と調和するよう努めること。

- ・中核施設とは、公園施設の中で特にその公園の特徴を示している施設である。例えば、浜山公園では運動施設であり、三瓶フィールドミュージアムでは三瓶自然館である。

○共通

- ・園路、休憩施設、スポーツ施設、広場等の施設は必要に応じて設置し、地域性を表現する素材を活用するとともに、周辺景観との調和に配慮する。
- ・研修棟、展示棟等の建築物等は、公園整備の目的と機能を考慮し適性な規模となるよう配慮するとともに、地域や場所の特性に応じた形態、意匠、素材及び色彩とする。

○自然公園

- ・自然公園における施設は、素材のみならず、形態においても自然の地形に馴染み、景観との一体感を醸し出すデザインを進めることが重要である。

○都市公園等

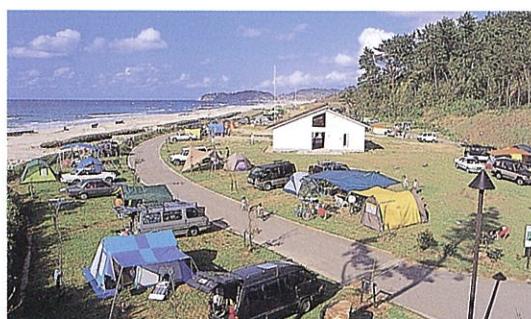
- ・都市公園等では、公園毎の特徴を表現する方向でデザインを検討する。
- ・園内に水辺空間等を整備するなど、アメニティー（快適性）を高める要素を積極的に導入する。



ふるさと森林公園（宍道町）
屋根に特徴のある森林学習展示館



浜山公園（出雲市）
水遊びが楽しいジャブジャブ川



石見海浜公園（浜田市）
海辺の自然を生かしたオートキャンプ場



万葉公園（益田市）
地域性を配慮した野外音楽堂

■ その他の施設

できる限り地域性のある素材の活用に努めるとともに、自然公園においては、周辺の景観との調和に配慮した形態、意匠、色彩等とし、都市公園等においては、景観の向上を図るよう工夫した形態、意匠、色彩等とすること。

○都市公園等においては、その公園の特徴を形態や色彩等に反映させるよう努める。

- ・景観を保全すべき公園等においては、木材や自然石などその地域にの特徴ある自然材料等を用い、周辺の景観との調和を著しく乱さない形態、意匠が望ましい。
- ・景観を向上させる公園等においては、できる限り周辺の景観との調和を保つつゝ、象徴性を附加させた形態、意匠が望ましい。

○自然公園においては、自然との調和、地形との順応を主眼に、できる限り地域に産出する木材や自然石などを用い、自然の持つ多様性や不規則性に照らした形態、意匠とすることが望ましい。



三瓶フィールドミュージアム（大田市）
現地発生の自然石を活用した擁壁



万葉公園（益田市）
自然と調和した多目的休息所

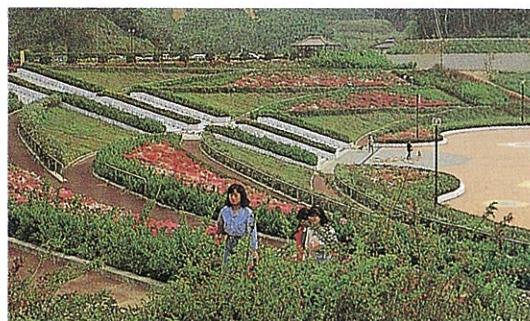
■ 緑化

植栽については、自然公園においては、自然植生を考慮するとともに、在来樹種など地域に適した樹種の選定に配慮し、都市公園等においては、季節感のある景観を創出するような樹種の選定に配慮すること。

- ・自然公園においては、既存の植生の保全に努めるとともに、周辺の自然植生と調和のとれた在来樹種等による緑化を図る。
- ・都市公園等においては、地域の成育環境に適した樹種等による緑化を積極的に図ると共に、四季を通じて味わいのある景観をつくり出すよう花木や落葉樹等の樹種の選定に配慮する。また、既存樹木の活用に努める。



万葉植物園（益田市）
四季折々の花が楽しい



石見海浜公園（浜田市）
美しく咲き誇る中央広場

■ その他

- 8
1. 垣及び柵については、生け垣等の活用に努め、周辺の景観と調和するよう努めること。
2. 公園等の敷地内においては、原則として電線類を地中化すること。

- ・垣、柵等は、公園の外周部や施設周辺に設置される要素で、異なる役割をもつ空間を分ける機能を持っている。これらの施設を、視覚的に目立たなくして、あるいは、周囲の環境になじむものとすることが重要である。そのため、自然素材を活用したり生け垣に仕立るなど、緑化と併用したデザインを工夫するよう努める必要がある。
- ・公園内では、原則として電線類は地中化することとするが、それが困難な場合には美装化電柱やカラー電柱など目だたない修景を施すことが望まれる。

《例》



ふるさと森林公园（宍道町）
美装化電柱



浜山公園（出雲市）
テニスコート周辺の垣